

日EU・EPA関割枠の利用残活用制度に関する通関手続

財務省関税局経済連携室

BP申請

- 許可前引取り承認制度(BP)を利用
- 新制度に特化したBP申請事由コードを入力
- その他は通常のBP申請と同様の申請手順

IBP

- IBP時に日英特惠輸入証明書を提出
(証明書写しを提出(PDF提出可))
 - 提出期限はBP承認の次年度6月末
- ※ 関割証明書とは異なり、裏書きは必要ありません